

立川市道路占用料等条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月18日

提出者 立川市長 清水庄平

理由

道路法（昭和27年法律第180号）第39条第2項の規定による。

## 立川市道路占用料等条例の一部を改正する条例

立川市道路占用料等条例（昭和48年立川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(占用料の減免)</p> <p>第3条 市長は、次の各号の<u>いづれか</u>に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認める場合においては、占用者の申請により占用料を減免することができる。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）の規定による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるもの用に供する施設</p> <p>(3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定による選挙運動のために使用する<u>立札</u>、看板その他の物件</p> <p>(4)～(6) ……略……</p> <p>(7) ガス、電気、電話、水道、下水道その他これらに類する<u>各戸引込管線類</u></p> <p>(8)及び(9) ……略……</p> <p>2 市長は、前項の規定によるもののほか、天災地変その他占用者の責めに帰することのできない理由により占用の目的を遂行することができないと認める場合においては、その期間に相当する占用料を減免することができる。</p>	<p>(占用料の減免)</p> <p>第3条 市長は、次の各号の一に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認める場合においては、占用者の申請により占用料を減免することができる。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び<u>新幹線鉄道保有機構が建設し、保有し、又は大規模な災害復旧工事を行う鉄道施設並びに鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるもの用に供する施設</u></p> <p>(3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定による選挙運動のために使用する<u>立て札</u>、看板その他の物件</p> <p>(4)～(6) ……略……</p> <p>(7) ガス、電気、電話、水道、下水道その他これらに類する<u>各戸引込み管線類</u></p> <p>(8)及び(9) ……略……</p> <p>2 市長は、前項に定めるもののほか、天災地変その他占用者の責めに帰することのできない理由により占用の目的を遂行することができないと認める場合においては、その期間に相当する占用料を減免することができる。</p>

別表（第2条関係）

占用物件	占用料	
	単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1,490円
	.....略.....	.....略.....
	第3種電柱	3,080円
	.....略.....	.....略.....
	第2種電話柱	2,140円
	.....略.....	.....略.....
	.....略.....	.....略.....
	長さ1メートル	
	地下に設ける電線その他の線類	8円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年 1,300円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	.....略.....	.....略.....
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年 2,610円
	.....略.....	.....略.....
	.....略.....	.....略.....
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル 120円
法第32条第1項第3号に掲げる	鉄道、軌道その他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年 2,610円

別表（第2条関係）

占用物件	占用料	
	単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1,480円
	.....略.....	.....略.....
	第3種電柱	3,070円
	.....略.....	.....略.....
	第2種電話柱	2,120円
	.....略.....	.....略.....
	.....略.....	.....略.....
	長さ1メートル	
	地下に設ける電線その他の線類	7円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年 1,290円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	.....略.....	.....略.....
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年 2,580円
	.....略.....	.....略.....
	.....略.....	.....略.....
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル 110円
法第32条第1項第3号に掲げる	鉄道、軌道その他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年 2,240円

施設				施設			
法第32条第1項第4号に掲げる施設	日よけ、雨よけその他これらに類するもの	占用面積1メートルにつき1年	1,400円	法第32条第1項第4号に掲げる施設	日よけ、雨よけその他これらに類するもの	占用面積1メートルにつき1年	1,320円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	……略…… その他のもの	占用面積1メートルにつき1年	2,610円	法第32条第1項第5号に掲げる施設	……略…… その他のもの	占用面積1メートルにつき1年	2,240円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	……略…… 商品置場その他これに類するもの	……略…… ……略……	……略…… ……略……	法第32条第1項第6号に掲げる施設	……略…… 商品置き場その他これに類するもの	……略…… ……略……	……略…… ……略……
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	……略……	……略……	……略……	道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	……略……	……略……	……略……
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場	板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び工事用材料の置場	……略……	……略……	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置き場	板囲い、足場、詰め所その他の工事用施設及び工事用材料置き場	……略……	……略……
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……
備考 (1)～(3)        ……略……				備考 (1)～(3)        ……略……			

(4) 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については、当該表示部分の面積に100分の50を乗じて得た面積とする。

(5) ……略……

(6) 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間に1年未満の端数があるとき又は占用の期間が1年未満であるときは、月割をもって計算し、1月未満の端数があるとき又は占用の期間が1月未満であるときは、1月として計算するものとする。

(7) 占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、占用の期間に相当する期間を占用料の欄に定める単位の期間で除して得た数を乗じて得た額(100円未満であるときは、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を占用料の欄に定める単位の期間で除して得た数を乗じて得た額(100円未満であるときは、100円)の合計額とする。

(4) 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については、100分の50とする。

(5) ……略……

(6) 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、1月未満の端数があるとき、又は占用の期間が30日未満であるときは、1月として計算するものとする。

(7) 占用料の額は、「占用料」の「金額」の欄に定める数に、占用の期間に相当する期間を「占用料」の「単位」の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、「占用料」の「金額」の欄に定める数に、各年度における占用の期間に相当する期間を「占用料」の「単位」の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額の合計額とする。これらの場合において当該額が100円未満であるときは、100円とする。

## 附 則

- この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- この条例施行の際現に占用の許可をしているものに係る施行日の前日までの期間に相当する占用料の額については、なお従前の例による。